多可町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成２９年１月２３日

告示第４号

（趣旨）

第１条　この告示は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項及び法第115条の45の３第１項の規定に基づき本町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、法、介護保険施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業区分等）

第２条　本町が実施する総合事業は、法第115条の45第１項第１号に掲げる事業（以下「第１号事業」という。）及び法第115条の45第１項第２号に掲げる事業（以下「一般介護予防事業」という。）で構成し、内容等は、別表第１の通りとする。

（対象者）

第３条　総合事業によるサービスの対象者は、省令第140条の62の４に掲げる者に該当する被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）であって、介護予防ケアマネジメントにより当該サービスを提供する必要があると認めたものとする。

（事業の形態）

第４条　事業は、多可町が実施するほか、次に掲げる方法により事業を実施することができる。

（１）省令第140条の69に定める基準に適合する者への委託による方法

（２）指定事業者（法第115条の45の３第１項に規定する指定事業者をいう。）による実施の方法

（３）事業のうち介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターが実施するほか、指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）に委託して実施することができる。

（費用負担）

第５条　第１号事業を利用する者（以下「利用者」という。）は別表第２に定める単位数に必要に応じて第６条に定める単位数を加えた単位に１単位の単価を乗じて算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）の100分の10（政令第29条の２第１項の規定による所得の額が同条第２項に規定する額以上の居宅要支援被保険者等にあっては、100分の20）に相当する額とし、算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

２　別表第１に規定する介護予防ケアマネジメント事業に係る利用者負担は、無料とする。

３　保険料滞納者への事業の給付制限等については、法第66条、第67条及び第69条に規定する保険給付の制限等に準ずるものとする。

４　一般介護予防事業に係る利用料は、原則無料とする。ただし、利用者は次に掲げる費用を負担しなければならない。

（１）食材料費

（２）その他事業の実費負担分

（その他の加算）

第６条　訪問介護相当サービス事業を新規に利用する際、初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月にサービス提供責任者が同行した場合については、初回加算を適用するものとし、通知別添１第１項チに規定する単位数を加算する。

２　訪問介護相当サービス事業及び通所介護相当サービス事業については、介護職員処遇改善加算を適用するものとし、次の各号に掲げる単位数を加算する。

（１）　訪問介護相当サービス事業については、通知別添第１項ヌに規定により算定された単位数。

（２）　通所介護相当サービス事業については、通知別添第２号リに規定により算定された単位数

（３）　前２号により１回当たり算定された単位数について、１単位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（総合事業費の支給）

第７条　町長は、指定事業者が行う総合事業の利用者に対し、総合事業費を支給するものとする。

２　総合事業費の支給額は、別表第２及び前条に定める単位数に次項の１単位当たりの単価を乗じて得た額の100分の90（一定以上所得者にあっては、100分の80）とする。

３　１単位当たりの単価は、10円とする。

４　町長は、法第115条の45の３第３項の規定に基づき、総合事業を利用した居宅要支援被保険者等に代わり、指定事業者に総合事業費を支払うものとする。

５　町長は、法第115条の45の３第６項の規定に基づき、同条第５項に規定する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

（区分支給限度基準額）

第８条　総合事業費に係る区分支給限度基準額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第２号イに規定する要支援１の区分に係る単位数により算定した額とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する要支援２の区分に係る単位数により算定した額とすることができる。

（高額介護予防サービス費相当事業）

第９条　町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。

２　前項の支給額の算定は、居宅介護支援被保険者が受けた総合事業に係る利用者負担額と、当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る利用者負担額の１月の合計額が、令第29条の２の２に規定する上限額を超えるときに、法第51条又は第61条に規定する高額介護サービス費の額を算定した後に、高額介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業）

第１０条　町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担及び医療保険給付に係る自己負担額の家計に与える影響を考慮し、法第61条の２に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。

２　前項の支給額の算定は、居宅介護支援被保険者が受けた総合事業に係る利用者負担額と、当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る自己負担額及び医療保険給付に係る自己負担額の１年間の合計額が、令第29条の３に規定する上限額を超えるときに、法第51条２又は第61条の２に規定する高額医療合算介護サービス費の額を算定した後に、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

（事業受託者）

第１１条　第４条第１号及び第２号の規定により、総合事業の委託を受けた者(以下「事業受託者」という。)は、総合事業の実施に係る経費を他の事業に係る経費と明確に区分し、会計処理を行わなければならない。

２　事業受託者は、委託を受けて提供するサービスについて、実施月ごとに、多可町介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書(様式第１号)により町長報告しなければならない。

３　事業受託者は、サービス利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

４　その他委託に関して必要な事項は、この告示に定めるところに従い、この告示に定めのない事項については、別に委託契約で定める。

（清潔の保持等）

第１２条　事業者は、事業に従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じなければならない。

２　事業者は、当該事業所の設備、備品等について、衛生的な管理を行わなければならない。

３　第１号通所事業を実施する事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を行い、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

４　第１号通所事業を実施する事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第１３条　従事者及び従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、当該事業所の従事者及び従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者にあっては利用者本人に、その家族にあっては当該家族に対し、あらかじめ文書により、それぞれ同意を得なければならない。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業者は、利用者に対する事業の実施により事故が発生した場合に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等及び町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（３）賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（事業の廃止、休止又は再開の届出及び便宜の提供）

第１５条　事業者は、当該サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の１月前までに、別に定める様式により、町長へ届け出なければならない。

２　事業者は、前項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出をしたときは、当該届出の日の前１月以内に当該事業所においてサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止、休止又は再開の日以後においても引き続き従前のサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整等の便宜の提供を行わなければならない。

（関係機関との連携）

第１６条　町長は、事業に関係する機関との連携を図り、事業による効果が期待される居宅要支援被保険者等の早期発見に努めるほか、利用者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

（委任）

第１７条　この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | | 事業名 | サービスの内容 |
| 第１号事業 | 第１号訪問事業 | 訪問介護相当サービス事業 | 訪問介護員による身体介護、生活援助を行うサービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス） |
| 基準緩和訪問型サービス事業 | 訪問介護員等による調理や掃除、買物代行や同行等の家事援助（身体介助を除く）により自立に向けての日常生活支援を行うサービス |
| 第１号通所事業 | 通所介護相当サービス事業 | 通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う通所サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス） |
| 第１号介護予防支援事業 | 介護予防ケアマネジメント事業 | 要支援者等の心身の状況等に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業 |
| 一般介護予防事業 | 介護予防把握事業 | | 地域の実情に応じて収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげるもの |
| 介護予防普及啓発事業 | | 健康増進や介護予防活動の普及・啓発を行うもの |
| 地域介護予防活動支援事業 | | 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うもの |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | | 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するもの |

別表第２（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | サービスの種類 | 事業名 | | 単位 | 備考 |
| 第１号訪問事業 | 現行の介護予防訪問介護相当サービス | 訪問介護相当サービス事業 | | 1回当たり290単位に[第6条](http://www.city.kato.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r315RG00000989.html#e000000108)第2項に規定する介護職員処遇改善加算を加算した単位数 | 要支援認定区分1の者にあっては月4回、要支援認定区分2の者にあっては月8回を限度とする。 |
| 緩和した基準によるサービス | 基準緩和訪問型サービス事業 | 訪問介護員が行う調理や掃除、買物代行や同行等、軽度な日常生活上の訪問支援 | 1回当たり260単位 | 要支援認定区分1の者にあっては月4回、要支援認定区分2の者にあっては月8回、介護予防・生活支援サービス事業対象者にあっては原則月4回を限度とする。 |
| 一定の研修受講者が行う調理や掃除、買物代行や同行等、軽度な日常生活上の訪問支援 | 1回当たり200単位 | 要支援認定区分1の者にあっては月4回、要支援認定区分2の者にあっては月8回、介護予防・生活支援サービス事業対象者にあっては原則月4回を限度とする。 |
| 第１号通所事業 | 現行の介護予防通所介護相当サービス | 通所介護相当サービス事業 | | 1回当たり380単位に第6条第2項に規定する介護職員処遇改善加算額を加算した単位 | 要支援認定区分1の者にあっては月4回、要支援認定区分2の者にあっては月8回、介護予防・生活支援サービス事業対象者にあっては原則月4回を限度とする。 |